

## 第2回（令和2年11月11日）の主な意見

## 検討事項 1

無形文化財及び無形の民俗文化財に関して、現時点では指定に至らないものの、国による保護措置の必要性が高く、存続が危ぶまれる無形文化財等の保存及び活用の在り方について。

## ＜ヒアリング内容＞

- ・無形文化財・無形の民俗文化財には、記録選択の制度があり、保存・活用に関しても一定の役割を果たしている。登録制度を創設する場合、既存制度との整理が必要。こうした整理ができるという前提条件を満たせば、保護の手法は多くあった方が支援しやすいことから、登録制度は必要と考える。
- ・無形文化財・無形の民俗文化財に登録の対象について、既存の有形の登録制度と同様に、地方指定されたもの以外のものとするのか、この点整理が必要。
- ・登録制度の導入については、登録された場合の保護・支援とセットで検討する必要。

## ＜委員の意見＞

- ・登録制度の創設に当たっては、指定や記録選択といった既存制度との整理が必要。
- ・既存の美術工芸品の登録制度については、メリットが薄いため十分に機能していないのではないか。新しく無形で登録制度を創設するのであれば、十分な支援措置を講ずる必要がある。
- ・そもそも、誰が何のために無形文化財・無形の民俗文化財に登録制度を創設することを望んでいるのか検討する必要。

## 検討事項 2

今後新たに文化財として指定・登録される可能性があるものの、現時点では価値付けが定まっていない分野や、歴史が浅く学術的な蓄積のまだ十分でない文化財の保存及び活用の推進について。

（全般）

## ＜ヒアリング内容＞

- ・芸能と工芸技術以外の分野において国が無形文化財としての価値判断をしていくためには、学問的な裏付け、十分な調査研究、客観的な評価システムが必要。
- ・有形の登録制度は、比較的新しいものを重点的に対象とする運用を行っているが、

長い歴史を持つ生活文化を登録制度で取り扱っていく場合には、運用上の工夫が必要。

- ・生活文化は、文化芸術基本法にもきちんと規定されるため、文化財保護法の対象とされるべき。

### <委員の意見>

- ・新しい分野を文化財保護法の対象に取り入れるに当たっては、当該分野における学術的な調査研究が進んでいることが必要。
- ・生活文化については、無形文化財と無形の民俗文化財のどちらかで捉えるかという課題があるが、教授活動等を通じて継承されるものと、生活の中での慣習として継承されるもので概念整理できるのではないか。また、全国的な広がりがあるものと、地域性が強いものということも視点になる。
- ・時代とともに様式を変えてきているものを生活文化と捉えて支援していくことはできるのではないか。
- ・新しい分野で登録制度を創設することは、ある程度説得力がある。
- ・茶の湯や書道といった分野を無形文化財として登録する場合、流儀が多岐に渡っていること等の理由により流儀間に優劣をつけることは困難であることから、保持者の認定の基準を定められないのではないか。
- ・予算の裏付けがあれば、茶道、書道等の生活文化の分野においても重要無形文化財を指定する際の保持者の認定を行うことは可能かどうか検討する余地があろう。

### (書道)

- ・平成 30 年の調査の結果、今日の書道が伝統的な書法を背景とする日本の国民に根差した文化であることが明確に理解された。一方、パソコン等の普及によって手書きの機会が減少し、書道人口も減少傾向にあることも示され、書道を文化として継承していくため、文化財保護法上に位置付けられることが望ましい。

### (茶道)

### <ヒアリング内容>

- ・有形の茶道具や茶室が国宝・重要有形文化財に指定されていることから、無形の茶の湯自体も指定されるべき。その際、有形・無形の所産を含めた総合的な認定という考え方を適用してはどうか。他方、後継者不足などを背景に、国による支援は必要であり、登録制度ができることには意味がある。
- ・茶の湯については、25 年前に立ち上げた茶の湯文化学会で研究が積み重ねられてお

り、学術研究の蓄積もある。

- ・裏千家の前家元である千玄室氏は文化勲章を受章しており、流儀の違いを超えて誰から見ても遜色のない存在。こうした人物を重要無形文化財の保持者として認定することは困難ではない。

#### <委員の意見>

- ・茶の湯が重要無形文化財として指定されていない理由は、流儀が数多くあり、それらに優劣をつけられないため、茶の湯のわざを高度に体現・体得している者を客観的に認定できないからではないか。

#### (食文化)

#### <ヒアリング内容>

- ・食文化の保存・活用については、地域独自の取組として活発に行われている。一方で、高齢化による担い手不足などの課題がある。このため、地域の担い手が自主的に行う継承の取組について、国によるサポートがあると望ましい。
- ・国が文化財として価値付けることで、地域の人々の意識を変え、地域の食文化の保存・活用の促進につながる。
- ・日本の食文化は多様であり、無形文化財と無形の民俗文化財のどちらに馴染むものか一様に決めることは困難。個別の事案ごとに判断されるべき。

#### <委員の意見>

- ・食文化については、地域の特徴を反映したものであるため、民俗文化財として取り扱うことが望ましいものがある。
- ・地域の郷土料理を無形の民俗文化財として価値つけていくことは、来るべきインバウンド需要を迎えるに当たって極めて有効。フランスの「美しい村構想」に比較しても遜色ない展開が期待できるのではないか。

#### (落語)

#### <ヒアリング内容>

- ・落語をはじめ寄席で行われる演芸がなくならないように保護が必要。演芸には、落語以外にも多様な芸があり、現在の人気を博する芸能の基になっている。

#### <委員の意見>

- ・古典落語や講談だけでなく、演芸についても、学術的な裏付けがあれば、無形文化財として価値付けが行われるべきではないか。

(現代アート)

#### <ヒアリング内容>

- ・現代アートのコレクターの中心が海外になっており、中心的な作品も海外流出している。相続税の猶予等税制上の支援、更には公的な鑑定機関が必要である。

#### <委員の意見>

- ・現代アートは、生活文化とするのは無理があるのではないかと。文化財の類型としては、美術工芸品に当たるのではないかと。
- ・制作後 50 年という美術工芸品の登録基準の見直しの検討が必要。学術的に調査研究がなされ、系統的もしくは網羅的に収集されていると認められる現代美術品を文化財として登録できるようにする必要があるのではないかと。

### 検討事項3

地域における文化財の保存及び活用をより一層促進するため、文化財保存活用地域計画の策定の推進や、地域の自主的な登録制度の在り方について。

#### <ヒアリング内容>

- ・無形の民俗文化財については、地域の実情に応じた支援を行う観点から、地方での登録は有用。登録制度を導入する地方公共団体が増える取組は歓迎する。他方、その場合、国の登録制度との役割分担の整理が必要。
- ・地域における文化財の保存・活用には、地方自治体の登録制度だけでなく、様々な支援策を含めた総合的な検討が必要。無形の民俗文化財は、人に付随する文化財であり、人と地域社会をどう保護していくのかという視点が必要。

#### <委員の意見>

- ・制度の充実と併せて、その制度を定着させていくためには、学芸員の体制など、行政の仕組みの充実も重要。

以上

## これまでの議論の整理（案）

1. 現状と課題

## ＜現状＞

- ・多様な日本文化の発信が期待される中で、生活文化などについても、保存・活用の必要性について認識が高まっている。
- ・コロナ禍により、公演等の発表の機会が失われるとともに、行事の中止により、保存・活用に重大な影響を与えている。特に、書道などを含めた生活文化や芸能においては、継承の基盤となる日常的な教授活動が継続できなくなっている。
- ・過疎化や急速な少子高齢化等による担い手不足等により、地域における文化財の継承が危ぶまれる状況が継続している。

## ＜課題＞

- ・現時点では価値付けが定まっていない分野や、歴史が浅く学術的な蓄積がまだ十分でない文化財について、その特性に応じた保存・活用を図る必要がある。
- ・無形文化財や無形の民俗文化財については、地域の取組により把握が進むことに応じて、より柔軟な方策により、幅広く保存・活用のための措置を講じていく必要がある。
- ・国・地方を通じて財政的な制約が増す中で、所有者等の自主的な保存・活用を促す取組を促進する必要がある。
- ・地方創生の観点から、地域の文化的資源を掘り起こし、保護・活用を図っていくことが地方公共団体にとって重要である。
- ・文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画の導入(平成 30 年)により、地方公共団体における文化財の把握が進んでいく中で、地域の実態に合わせた多様な保存・活用の取組が求められる。

2. 多様な文化財を保存・活用していくための方策

## (1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の必要性

## ＜必要性＞

- ・ユネスコにおける無形文化遺産保護条約が発効し（平成 18 年）、これまでに、我が国の無形文化遺産は 21 件となるなど、無形の文化財の保存・活用に対する認識が高まっている。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、様々な実演を伴う公演が中止・延期になっており、その継承にも大きな影響を及ぼしており、また、地域のお祭りなどの年中行

事も実施できない、ないし縮小する事態が生じている。

- ・従前から、無形文化財について、生活様式の変化や担い手の高齢化等により、その存続が危ぶまれるものが増えている。
- ・文化財保存活用地域計画により、地域のお祭りなどが地域文化の特色として捉えられ、御輿などを保存していくことの認識が高まる中で、強い規制を伴わない柔軟な保存・活用の措置を講じていくことが重要。
- ・独自に無形の民俗文化財の登録制度の導入を検討している地方公共団体においては、登録に向けた調査等を進める過程で、保存団体が結成されるなど、地域において当該文化財の保存・活用に向けた機運の醸成や自主的な活動にもつながっているとの指摘がある。
- ・また、例えば、国が地域の郷土料理を無形の民俗文化財として価値付けることによって、地域の人々の意識が変わり、その保存・活用の促進につながるとともに、来るべきインバウンド需要を迎えるに当たっても極めて有効であるとの指摘もある。

#### <具体的な方策>

- ・無形文化財及び無形の民俗文化財について、より広く保存・活用を進めるため、現在ある重要無形文化財や重要無形民俗文化財の指定制度を補完する制度として、登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度を創設することは有意義である。
- ・その際、記録選択との役割の整理や、登録による保存・活用の有効性を高めるための方策についても併せて実施することが必要である。

#### <検討すべき論点>

##### (既存の登録制度の更なる活用)

- ・平成8年以降に登録制度を導入した有形文化財においては、建造物では1万件を超える登録がされている一方で、コレクションとして登録している美術工芸品では17件に留まっており、必ずしも有効に機能していないとの指摘がある。
- ・建造物については、全国的な調査を実施し、将来的に登録され得る建造物を網羅的に把握することにより、地方公共団体との連携の中で、積極的に登録を進めている。
- ・美術工芸品については、登録基準が「原則として製作後五十年を経過したものであって歴史的若しくは系統的にまとまって伝存したもの又は系統的若しくは網羅的に収集されたもの」と規定されており、地方公共団体の意見を聴いた上で、コレクションとして登録することとなっていることから、指定されている件数と比較しても少ない。
- ・国は、既に導入している有形文化財の登録制度について、幅広い文化財の保存・活用のためにも、更なる活用を図っていく必要があるのではないかと。
- ・こうした状況の中、指定制度を補完し、幅広く保存・活用を図るという登録制度の趣

旨を踏まえると、無形文化財及び無形の民俗文化財に登録制度を創設する場合には、柔軟な登録基準としていくことが重要との指摘がある。

#### (記録選択との関係の整理)

- ・無形文化財及び無形の民俗文化財には、記録選択の制度があり、保存・活用に関して一定の役割を果たしているとの指摘がある。
- ・一方で、記録選択(記録作成等の措置を講ずべき無形文化財、無形の民俗文化財)は、変遷の過程を知る上で貴重なもの(無形文化財)、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術のうち重要なもの(無形の民俗文化財)について、国が自ら記録作成を行ったり、地方公共団体が行う記録作成や公開事業に対して助成を行ったりしているが、特段の規制や作成した記録等に関する支援を講じるものではないため、当該文化財を継続的に保存するものとはなっていない。
- ・したがって、より多様な保存・活用のための手法を取り得るようにするためにも、無形文化財及び無形の民俗文化財に関する登録制度を創設することは有意義ではないか。

#### (地方の指定制度等との関係)

- ・有形文化財においては、平成8年に建造物の、平成17年に美術工芸品の登録制度が創設されている。
- ・その際、地方の指定制度との関係については、国の登録制度が国及び地方の指定制度を補完するものとの観点から、地方指定制度が優先することとされている。一方で将来的な国指定を視野に追跡や調査を行うため、所有者等の同意が得られる場合は、国の登録と地方の指定を重ねて行うことも可能である。
- ・今回創設を検討している無形文化財等における国の登録制度についても、有形文化財における取扱いと同様にすることが適当と考えられる。
- ・したがって、国において登録となった無形文化財及び無形の民俗文化財について、地方公共団体において指定された場合には、国の登録からは抹消することを原則とする。一方、将来的な国指定を視野に、保存・活用のための措置を講じる必要があり、かつ、保持者又は保持団体の同意がある場合は、登録を維持することとしてはどうか。

## (2) 多様な文化財の保存・活用

### <必要性>

- ・文化財保護法による保護制度の制定当初は対象として想定していなかったものの、今後新たに文化財として評価し得るものや、現行の文化財保護体系の中では十分な保護

措置をとることの難しい文化財について、将来的な保存・活用に向けた取組を実施していくことが必要である。

- ・しかしながら、茶の湯や書、食文化等の生活文化等については、我が国の多様な文化を表すものとして、積極的に保存・活用や振興を図っていくことが求められているものの、これまで、実践者の裾野が広く、芸能等のわざとも異なるため評価が難しく、また、用具等の種類も多いこと、さらに、複数の流派などに分化されていることによって、国の指定等による適切な保存・活用が難しいと指摘されてきた。
- ・特に無形文化財として指定をしようとする、国は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定し、同時に、これらのわざを高度に体現している者を保持者または保持団体に認定することとしているが、様々な流派があることなどにより、優劣をつけられず、保持者等の認定ができないのではとの指摘がある。
- ・一方で、茶の湯では、そこで用いられる道具や茶室の中には国宝や重要文化財に指定されているものがあり、また、茶の湯の文化の発展に貢献したとして文化勲章を受け取る者もいる。さらに、こうした生活文化の分野についても、例えば茶の湯のように一定の学術的蓄積がある分野もあると指摘されている。
- ・また、例えば食文化は、しつらえや器も含めて、料理をとりまく様々な文化的要素が融合して、一つの文化的価値を創出している側面もあることから、こうした特徴に留意しつつ保存・活用することが考えられる。
- ・更に、例えば書のように、長い歴史性を有するとともに、時代ごとに書体の変遷や新たな分野が生まれるなど、その様式が変化してきており、変化を前提として、どのように保存・活用を図るかという視点も重要である。
- ・落語をはじめ寄席で行われる演芸がなくならないように保護が必要。演芸には、落語以外にも多様な芸があり、現在の人気を博する芸能の基になっている。
  
- ・美術品等の中でも、現代アートと称される分野のものを含めて、制作されてから時間があまり経過していない作品については、これまで文化財保護法に基づく保存・活用の対象とはされていなかったが、現代アートを中心に、海外のコレクター等に高く評価され海外に出ていくものもある。我が国の多様な文化を守り・発信していく観点からは、こうした分野についても、積極的に保存・活用を図ることが期待されている。

### <具体的な方策>

- ・茶の湯や書などの生活文化や、現代アートについて、我が国の多様な文化を適切に保存・活用するため、文化財保護法においても適切な保護措置を講じる必要があるのではないか。
- ・その際、生活文化については、技術や所作だけでなく道具などとともに総合的に捉え



る視点も考えるべきものであること、例えば、食文化のように全国的な広がりのあるものと、郷土食のように地域的な特性を有するものがあること、更には、時代の変化とともに新たな表現形式が生み出されるなど、変化しつつ発展してきたものであることなどが指摘されており、そうした特性を十分に考慮する必要がある。

- ・そのため、国においてはこうした現在の文化財保護法の体系では十分な保護措置がとられていない分野について、その実態を調査しつつ、指定・登録など保護法上の適切な保存・活用について検討・実施していくことが求められる。
- ・また、古典落語や講談だけでなく、演芸についても、学術的な裏付けがあれば、無形文化財として価値付けが行っていったらどうか。
- ・さらに、現在、登録制度のある有形文化財については、制作後 50 年の経過を登録の基準としているが、現代アート作品を含む美術工芸品については当該基準を満たす前に、海外への流出や、散逸してしまうおそれもあることから、例えば、学術的な調査研究が進み、系統的又は網羅的に収集されたもの等については、より柔軟にすることも含めて、幅広く保存・活用していくために有効な方策を構築していく必要があるのではないか。

#### <検討すべき論点>

- ・生活文化については、茶の湯、書道、食文化など分野ごとにその特徴が大きく異なることから、それらの分野を一様に取り扱っていくのではなく、それぞれの分野の特徴（例えば、食文化であれば、無形文化財にふさわしいものと無形の民俗文化財にふさわしいものの両方が存在）を踏まえ、柔軟に制度を運用していく必要があるのではないか。

### (3) 地方公共団体における登録制度の必要性

#### <必要性>

- ・地方公共団体による保護としては、文化財保護法により定められた指定制度と、地方公共団体が独自に条例等で定める登録制度がある。現在、多くの地方公共団体において、指定制度が運用されており、約 11 万件以上の文化財が地方指定となっている。
- ・一方で、指定制度とは別に、条例による有形・無形の登録制度を設けている地方自治体が 85 (2 府県、83 市町村) あり、約 5,000 件の文化財が登録されており、近年増加傾向である。(平成 27 年度約 4,500 件から、令和 2 年度約 5,000 件に増加)
- ・文化財やその所有者に最も身近な行政主体である市町村の単位で、消滅の危機にある文化財の掘り起こしを含め、文化財を総合的に把握し、地域一体で計画的に保存・活用に取り組んでいく観点から、平成 30 年に文化財保護法を改正し、文化財保存活用地

域計画に係る制度を創設。

- ・都道府県については、文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、当該都道府県内において各種の取組を進めていく上での基盤となる、文化財保存活用大綱を策定することとした。これにより、各地域において、これまで十分に保存・活用されていなかった地域の文化財を改めて見直し、総合的に把握する動きが広がってきている。
- ・過疎化・少子高齢化が進む中で、地方公共団体においては、それぞれの特性を生かして地方創生を図っていくことが重要であり、その際、地域の文化財の掘り起こしと、保存・活用の取組は、核となる施策である。

### <具体的な方策>

- ・こうした状況から、新たに把握される地方公共団体で未指定の文化財について、地方公共団体が地方登録制度の枠組みで保護を図っていくことを一層促進するため、文化財保護法上の制度として、地方の登録制度を位置付けることが有意義である。
- ・現在の地方公共団体の独自の指定制度や登録制度においては、有形の文化財から、無形の民俗文化財まで多様な指定・登録がなされており、特に無形の民俗文化財については、地域の実情に応じた支援を行う観点から、登録制度の活用が有効ではないか。

### <検討すべき論点>

#### (国の登録制度等との関係)

- ・平成8年以降に創設された有形文化財の国の登録制度（平成8年：建造物、平成16年美術工芸品）や今回創設を検討している無形の文化財の国の登録制度と地方の登録制度について、それらの関係を整理する必要がある。

#### (地方に登録を促進するための取組)

- ・地域における文化財の保存・活用には、地方公共団体の登録制度だけではなく、様々な支援策を含めた総合的な検討が必要である。特に無形の民俗文化財は、人に付随する文化財であり、人と地域社会をどのように保護していくのかという視点が必要となる。
- ・また、すでに条例等で登録制度を持っている地方公共団体の取組を広く共有するなどして、希望する多くの地方公共団体に取り組みやすくする工夫が求められる。
- ・文化財保存活用地域計画のように、地方の登録制度を創設する際には、例えば、国登録への提案が行えるような検討も必要でないか。

#### (地方公共団体の体制充実)

- ・地域での保存・活用を進めていくにあたり、地方公共団体における文化財の専門人材

の不足が課題となるとの指摘が多い。地方公共団体において、登録制度の趣旨を踏まえて、積極的な把握と保存・活用の取組が行われるためには、専門人材の確保など行政の仕組みの充実が重要である。

- また、そのことが市町村における文化財保存活用地域計画の策定にもつながっていくことが期待される。

## 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択制度について

## ○芸能分野

## 1. 選択制度の趣旨

変遷の過程を知る上で貴重なもののうち、主に以下の事項に該当するものを選択し、記録作成等による保護措置（記録保存）を図ること。

- (1) 芸能史研究において一定の価値が明らかにされており、実態の把握等が必要と認められるもの。
- (2) 時代の推移、変遷によって、次世代への継承が望めないもの。

## 2. 選択の実態

近年は、指定に至るには、研究が不十分あるいは実演家の実態の把握が不十分なものを当該制度で選択し、複数年にかけて国庫補助を活用し記録作成している。

## &lt;事例&gt;

- ・ 講談（平成 9 年選択、平成 14 年度指定）  
事業期間 平成 11 年度～15 年度
- ・ 琉球古典箏曲（平成 28 年選択）  
事業期間 平成 30 年度～令和 4 年度

## ○工芸分野

## 1. 選択制度の趣旨

変遷の過程を知る上で貴重なもののうち、主に以下の事項に該当するものを選択し、記録作成等による保護措置（記録保存）を図ること。

- (1) 工芸史研究において一定の価値が明らかにされており、実態の把握等が必要と認められるもの。
- (2) 伝承者の養成が進んでおらず次世代へのわざの継承が困難なもの。

## 2. 選択の実態

- 1 (1) (2) の記録を作成してきたが、昭和 55 年以降は選択制度が活用されていない。

## 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択制度について

### 1. 選択制度の趣旨

日本の各地に伝承される風俗慣習や民俗芸能、民俗技術のうち、主に以下の事項に該当するものを選択し、記録作成等による保護措置（記録保存）を図ること。

- (1) 過疎化や少子高齢化等によって伝承の存続が難しく、記録作成等の必要性が認められるもの。
- (2) 広域的に伝承されており、分布や伝承状況等について詳細な調査が必要なもの。

### 2. 選択の実態

・無形の民俗文化財については、毎年5件程度を選択しており、令和2年現在で、選択件数は647件である。選択した後は、国庫補助事業を活用し、記録の作成が行われている。（なお、国指定された重要無形民俗文化財のうち、約6～7割程度が記録選択を経ている。）

※内訳 風俗慣習：261 民俗芸能：376 民俗技術：10

#### <事例>

・「会津の御田植祭」（平成27選択 平成31年指定）

事業期間：平成28～29年度

・「吉田の火祭」（平成12年選択 平成24年指定）

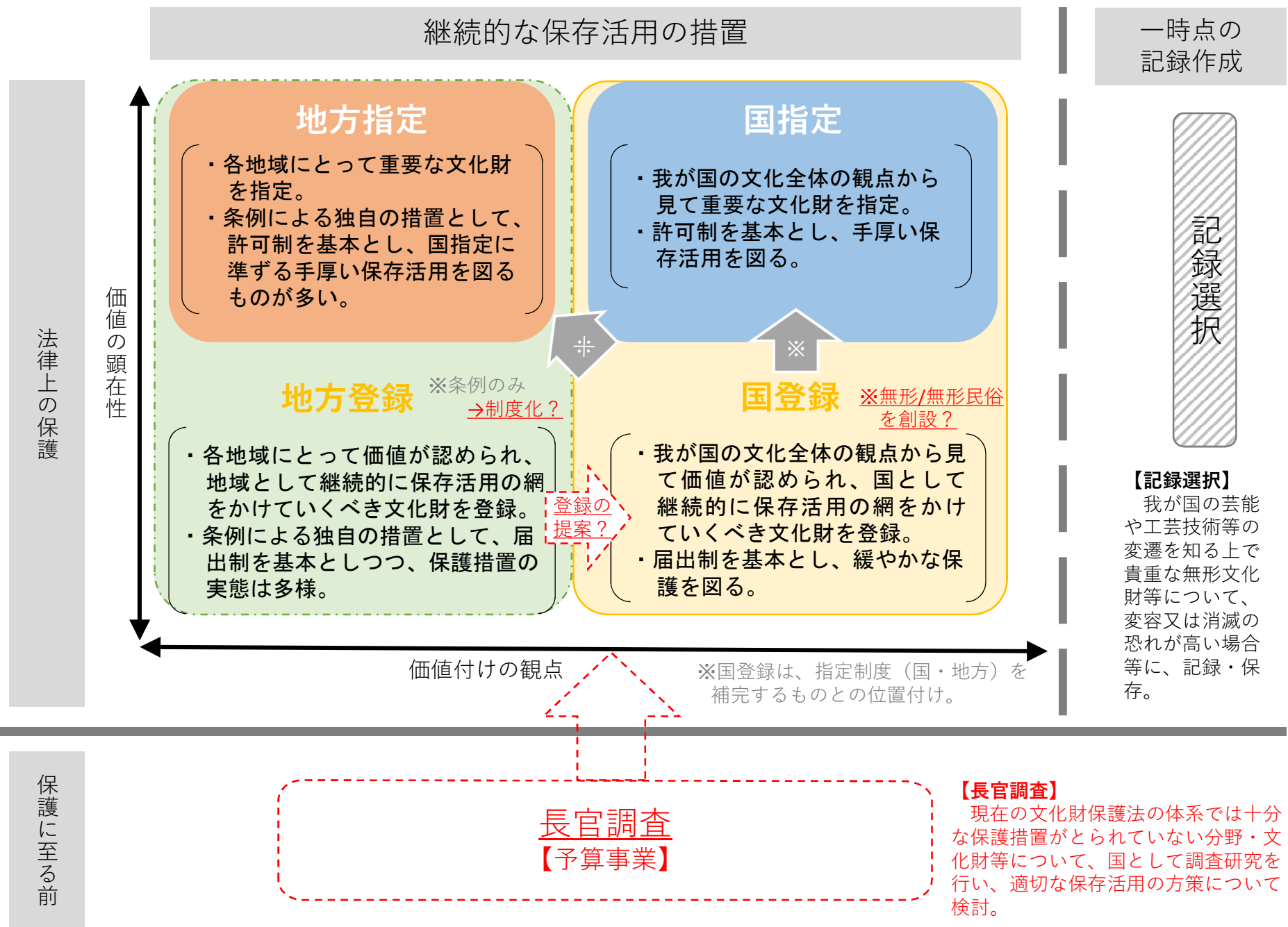
事業期間：平成15～16年度



【会津の御田植祭】



【吉田の火祭】



## 文化財の指定・登録の基準〈抄〉

## 目次

○ 登録有形文化財登録基準	2
○ 登録有形民俗文化財登録基準	2
○ 国宝及び重要文化財指定基準	3
○ 重要有形民俗文化財指定基準	5
○ 重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準	6
○ 重要無形民俗文化財指定基準	7
○ 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準	8
○ 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準	8

○登録有形文化財登録基準

(平成十七年三月二十八日 文部科学省告示第四十四号)

建造物以外の部

建築物以外の有形文化財(重要文化財及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、原則として制作後五十年を経過したものであって歴史的若しくは系統的にまとめられて伝存したもの又は系統的若しくは網羅的に収集されたものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 文化史的意義を有するもの
- 二 学術的価値を有するもの
- 三 歴史上の意義を有するもの

建造物の部

建築物、土木構造物及びその他の工作物(重要文化財及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、原則として建設後五十年を経過し、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

○登録有形民俗文化財登録基準

(平成十七年三月二十八日 文部科学省告示第四十五号)

有形の民俗文化財(重要有形民俗文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 形態、製作技法、用法等において我が国民の生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- 二 有形の民俗文化財の収集であって、その目的、内容等が歴史的変遷、時代的特色、地域的特色、技術的特色、生活様式の特色又は職能の様相を示すもの
- 三 我が国民以外の人々に係る有形の民俗文化財又はその収集であって、我が国民の生活文化との関連を示すもののうち重要なもの



## ○国宝及び重要文化財指定基準

### (昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号)

昭和二十九年十二月二十五日文化財保護委員会告示第五十七号 一部廃止

昭和三十年五月二十五日文化財保護委員会告示第二十九号 改正

昭和五十年十一月二十日文部省告示第百五十三号 改正

平成七年三月六日文部省告示第二十四号 改正

平成八年二月九日文部省告示第六号 改正

平成八年十月二十八日文部省告示第百八十五号 改正(行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第九十九号)附則第三項参照)

#### 絵画、彫刻の部

##### 重要文化財

- 一 各時代の遺品のうち製作優秀で我が国の文化史上貴重なもの
- 二 我が国の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- 三 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- 四 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- 五 渡来品で我が国の文化にとって特に意義のあるもの

##### 国宝

重要文化財のうち製作が極めて優れ、かつ、文化史的意義の特に深いもの

#### 工芸品の部

##### 重要文化財

- 一 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- 二 我が国の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- 三 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- 四 渡来品で我が国の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

##### 国宝

重要文化財のうち製作が極めて優れ、かつ、文化史的意義の特に深いもの

#### 書跡、典籍の部

##### 重要文化財

- 一 書跡類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、我が国の書道史上の代表と認められるもの又は我が国の文化史上貴重なもの
- 二 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 三 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で我が国の文化史上貴重なもの
- 四 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 五 渡来品で我が国の文化にとって特に意義のあるもの

##### 国宝

重要文化財のうち学術的価値の特に高いもの又は我が国の文化史上特に貴重なもの

#### 古文書の部

##### 重要文化財

- 一 古文書類は、我が国の歴史上重要と認められるもの
- 二 日記、記録類(絵図、系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 三 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- 四 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 五 渡来品で我が国の歴史上特に意義のあるもの

## 国宝

重要文化財のうち学術的価値が特に高く、かつ、歴史上特に意義の深いもの

## 考古資料の部

### 重要文化財

- 一 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 二 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 三 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 四 宮殿、官衙・寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 五 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

## 国宝

重要文化財のうち学術的価値が極めて高く、かつ、代表的なもの

## 歴史資料の部

### 重要文化財

- 一 政治、経済、社会、文化、科学技術等我が国の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 二 我が国の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 三 我が国の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 四 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

## 国宝

重要文化財のうち学術的価値が極めて高く、かつ、歴史上極めて意義の深いもの

## 建造物の部

### 重要文化財

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの

- (一) 意匠的に優秀なもの
- (二) 技術的に優秀なもの
- (三) 歴史的価値の高いもの
- (四) 学術的価値の高いもの
- (五) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

## 国宝

重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化史的意義の特に深いもの

○重要有形民俗文化財指定基準

(文化財保護委員会告示第五十八号)

昭和五十年十一月二十日文部省告示第百五十五号 改正

平成十七年三月二十八日文部科学省告示第四十二号 改正

- 一 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、制作技法、用法等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (一) 衣食住に用いられるもの 例え、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
  - (二) 生産、生業に用いられるもの 例え、農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等
  - (三) 交通、運輸、通信に用いられるもの 例え、運搬具、舟車、飛脚用具、関所等
  - (四) 交易に用いられるもの 例え、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
  - (五) 社会生活に用いられるもの 例え、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
  - (六) 信仰に用いられるもの 例え、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
  - (七) 民俗知識に関して用いられるもの 例え、暦類、卜占用具、医療具、教育施設等
  - (八) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例え、衣装、道具、楽器、面、人形、玩具 舞台等
  - (九) 人の一生に関して用いられるもの 例え、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等
  - (十) 年中行事に用いられるもの 例え、正月用具、節供用具、盆用具等
- 二 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
- (一) 歴史的変遷を示すもの
  - (二) 時代的特色を示すもの
  - (三) 地域的特色を示すもの
  - (四) 技術的特色を示すもの
  - (五) 生活様式的特色を示すもの
  - (六) 職能の様相を示すもの
- 三 我が国民以外の人々に係る前二項に規定する有形の民俗文化財又はその収集で、我が国民の生活文化との関連上特に重要なもの

○重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準

(文化財保護委員会告示第五十五号)

昭和五十年十一月二十日文部省告示第百五十四号 改正(行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第九十九号)附則第三項参照) 改正

第一 重要無形文化財の指定基準

[芸能関係]

- 一 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの
  - (一) 芸術上特に価値の高いもの
  - (二) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの
  - (三) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの
- 二 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの

[工芸技術関係]

- 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの
- (一) 芸術上特に価値の高いもの
  - (二) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
  - (三) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

第二 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

[芸能関係]

保持者

- 一 重要無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法(以下単に「芸能又は技法」という。)を高度に体現できる者
- 二 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 三 二人以上の者が一体となつて芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体

[工芸技術関係]

保持者

- 一 重要無形文化財に指定される工芸技術(以下単に「工芸技術」という。)を高度に体得している者
- 二 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 三 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体

○重要無形民俗文化財指定基準

(文部省告示第百五十六号)

平成十七年三月二十八日文部科学省告示第四十三号 改正

- 一 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
  - (一) 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
  - (二) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
  
- 二 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
  - (一) 芸能の発生又は成立を示すもの
  - (二) 芸能の変遷の過程を示すもの
  - (三) 地域的特色を示すもの
  
- 三 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
  - (一) 技術の発生又は成立を示すもの
  - (二) 技術の変遷の過程を示すもの
  - (三) 地域的特色を示すもの

○記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準

(文化財保護委員会告示第五十六号)

〔芸能関係〕

音楽、舞踊、演劇その他の芸能及びこれらの芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法のうち我が国の芸能の変遷の過程を知る上に貴重なもの

〔工芸技術関係〕

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの

○記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準

(文化財保護委員会告示第五十九号)

昭和五十年十一月二十日文化庁告示第十六号 改正

平成十七年三月二十八日文化庁告示第十二号 改正

- 一 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの
  - (一) 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
  - (二) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- 二 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの
  - (一) 芸能の発生又は成立を示すもの
  - (二) 芸能の変遷の過程を示すもの
  - (三) 地域的特色を示すもの
- 三 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの
  - (一) 技術の発生又は成立を示すもの
  - (二) 技術の変遷の過程を示すもの
  - (三) 地域的特色を示すもの
- 四 無形の民俗文化財のうち前三項には該当しないが、重要有形民俗文化財の特質を理解するため特に必要なもの
- 五 我が国民以外の人々に係る前各項に規定する無形の民俗文化財で我が国民の生活文化との関連上特に重要なもの

## 文化芸術基本法(平成十三年法律第百四十八号) &lt;抄&gt;

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

## 第三章 文化芸術に関する基本的施策

## (芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

## (メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

## (伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

## (芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

## (生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

## (文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。